

**「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正案に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
(反社会的勢力による被害の防止関連(うち経営管理の評価に関する留意事項関連))**

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
1	3-3(2)①口 3-3(2)②ホ	「リスク管理部門」の設置については、業務の規模、内容およびリスク特性に対して信託会社自身がその必要性・及び有効性を判断するものであり、外部監査と同様にその設置を一律に義務づけるものではない、という認識でよいか。	ご質問の件については、独立した部署としての「リスク管理部門」の設置を義務付けるものではありませんが、適切なリスク管理が行える態勢の整備は必要と考えます。 なお、信託会社としてどのような態勢を整備・確立すべきかについては、信託会社の取締役会等が、業務の規模・特性及びリスク・プロファイル等を踏まえ、その必要性を自らが認識し、自発的な取組によって、適切に機能発揮する態勢を整備・確立すべきものと考えます。	信託協会
2	3-3(2)①口 3-3(2)②ホ	「リスク管理部門」は、必ずしも独立した部署の設置を求められるものではなく、会社の規模、業務の内容およびリスク特性によっては、他部門との兼務が可能であるとの認識でよいか。 また、「リスク管理部門」を「リスク管理委員会」などの組織として設置することも可能であるとの認識でよいか。		信託協会
3	3-3(2)②へ等	「リスク管理」においては、イベント・リスクやオペ・リスク等の計量化困難なものについてまでは対象とされていないとの認識でよいか。	リスクの計量化については、一律に求められるというものではありませんが、リスクの計量化が困難なことをもって、リスク管理の対象から除外されるものではないと考えます。併せてNo.1の回答をご参照ください。	信託協会
4	3-3(2)②子他 11-3	ここでは、「善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等の履行」が経営方針に定めるべき事項として記載されている。また、11-3において信託兼営金融機関も準じることとされている。他方、平成19年6月に改定された信託検査マニュアルにおいては、これらの義務履行については内部管理基本方針等に定めているかとされている。 監督指針の解釈においても兼営として信託業務を行っている信託兼営金融機関においては、信託検査マニュアルで定める通り、当該義務履行に関する規定を必ずしも経営方針ではなく内部管理方針等へ規定し得るとの理解でよいか。 また、専業として信託業務を行っている信託会社については、これらを経営方針へ規定することを求めているとの理解でよいか。	信託会社に求められる善管注意義務等の履行については、信託の受託者として遵守すべき最も基本的かつ重要な原則であり、経営の最重要課題として位置付けられることから、これを組織全体に周知するために、経営方針に定めるのが適切であると考えます。 なお、信託検査マニュアルの規定の趣旨は、内部管理基本方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針及び各リスク管理方針について、経営方針に則り、善管注意義務等の信託業務の特性を踏まえ適切に定めているかを検証するものであり、いずれかの方針に「善管注意義務等の履行」について規定されているかを検証するものではありません。	信託協会
5	3-3(2)②ル	「取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。」とあるが、「監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独立性・適格性等を慎重に検討する」のは取締役会であるため、「取締役又は取締役会は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。」と修正いただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。	信託協会
6	3-3(2)③口	「監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。」とあるが、本監査は監査役においても実施するため、「監査役又は監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。」と修正いただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。	信託協会

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
7	3-3(2)④	<p>改正案には、内部監査部門に関する指針が示されているが、これらは必ずしも組織としての内部監査部署の設置を信託会社に義務付けているものではなく、各信託会社の規模や業務内容に応じて、指針にて求められている内部監査の態勢を確保していくことを求めているものであるとの認識でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。併せてNo.1の回答をご参照ください。</p>	<p>信託協会</p>
8	11-3(1)	<p>「取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産の双方の財産を管理・運用しているために、様々な利益相反行為が発生しやすい業務環境にあることを踏まえた上で、信託財産に損害を与える利益相反行為を防止する態勢の整備について信託業務にかかる内部管理方針等に定めているか。」との記載があるが、利益相反行為発生懸念は信託兼営金融機関特有の問題ではないことから、「取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産の双方の財産を管理・運用している業務環境にあることを踏まえた上で、信託財産に損害を与える利益相反行為を防止する態勢の整備について信託業務にかかる内部管理方針等に定めているか。」と修正いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>	<p>信託協会</p>